

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、国保資格関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握(転入転出、出生死亡、社保加入離脱、その他)を行っている。把握している状況より、資格確認書等を発行している。 資格管理においては、上記の基礎項目のほか、修学中の被保険者の特例や入所又は入院中の被保険者の特例などの届出勧奨及び入力等を行っている。 なお、加入者の状況については、世帯主からの各種届出によるほか、年金記録による職権処理も行っている。 益城町では、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格取得や喪失、世帯構成変更などによる資格管理 ②資格異動に伴う資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受給証等の交付 ③国民健康保険の医療費給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給) ④国保税に関する所得・資産の確認や賦課業務 ⑤県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務) ⑥県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引継ぎ業務) ⑦オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という) ⑧国保法116条の2の届出事務 ⑨仮算定賦課事務 ⑩本算定賦課事務 ⑪月例賦課事務 ⑫税額更正事務 ⑬賦課試算事務 ⑭減免事務 ⑮納付確認書発行事務 ほか ＜公金受取口座情報の利用＞ 医療費給付において公金受取口座の利用を希望される場合は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に基づき、公金受取口座情報等を利用する。
③システムの名称	1 市町村事務処理標準システム(資格) 2 市町村事務処理標準システム(賦課) 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
1 国民健康保険資格ファイル 2 国民健康保険給付ファイル 3 国保資格取得喪失年月日ファイル 4 市町村被保険者ID連携ファイル 5 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	< 国民健康保険資格及び給付事務 > 1. 番号法 第9条第1項 別表 44の項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) 第9条(世帯主の届出等) 第7条(資格取得の時期) 第8条(資格喪失の時期) 第6条(被保険者の適用除外) 第116条(修学中の被保険者の特例) 第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) < オンライン資格確認業務 > 1. 番号法 第9条第1項 別表 44の項 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 第113条の4 < 公金受取口座情報の利用 > 1. 公金受取口座登録法 第1条、第2条第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71の項 2. 公金受取口座登録法 第9条 < オンライン資格確認の準備業務 > 1. 番号法 附則第6条第4項 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 第113条の4	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	資格関係 :健康保険課 保険年金係 保険税関係:税務課 住民税係	
②所属長の役職名	資格関係 :健康保険課長 保険税関係:税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	資格関係 :健康保険課 保険年金係 保険税関係:税務課 住民税係	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

〔 〕人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報については、連携データで自動的に登録・更新等の処理が行われている。一部人手を介在させる作業についても、複数人で確認をするなどのダブルチェックを行っている。特定個人情報の含む申請書等については、鍵付きの棚に保管している。 これらの対策を講じているため、「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のある者にしかID等が付与されておらず、離籍時には、ログアウトするよう徹底している。これらの対策を講じているため、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	資格関係:健康づくり推進課 国保年金係 保険料関係:税務課 住民税係	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険料関係:税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資格関係:健康づくり推進課長 保険料関係:税務課長	資格関係 :住民生活課長 保険料関係:税務課長	事後	部署編成に伴い
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	資格関係:健康づくり推進課 国保年金係 保険料関係:税務課 住民税係	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険料関係:税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険料関係:税務課 住民税係	資格関係 :住民保険課 保険年金係 保険料関係:税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資格関係 :住民生活課長 保険料関係:税務課長	資格関係 :住民保険課長 保険料関係:税務課長	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険料関係:税務課 住民税係	資格関係 :住民保険課 保険年金係 保険料関係:税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	資格関係 :住民保険課 保険年金係 保険料関係:税務課 課税係	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険税関係:税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い 保険料→保険税に訂正
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資格関係 :住民保険課長 保険料関係:税務課長	資格関係 :住民生活課長 保険税関係:税務課長	事後	部署編成に伴い 保険料→保険税に訂正
令和1年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	資格関係 :住民保険課 保険年金係 保険料関係:税務課 課税係	資格関係 :住民生活課 保険年金係 保険料関係:税務課 住民税係	事後	部署編成に伴い 保険料→保険税に訂正
令和2年4月1日	I - 1 ②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握(転入転出、出生死亡、社保加入離脱、その他)を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受領証、限度額・減額認定証)を発行している。 資格管理においては、上記の基礎項目のほか、修学中の被保険者の特例や入所又は入院中の被保険者の特例などの届出勧奨及び入力等を行っている。 なお、加入者の状況については、世帯主からの各種届出によるほか、年金記録による職権処理も行っている。 益城町では、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険加入事務 ②国民健康保険脱退事務 ③世帯主変更事務 ④世帯構成変更事務 ⑤氏名変更事務 ⑥住所変更事務 ⑦退職資格確認事務 ⑧国保法116条の2の届出事務 ⑨仮算定賦課事務 ⑩本算定賦課事務 ⑪月例賦課事務 ⑫税額更正事務 ⑬賦課試算事務 ⑭減免事務 ⑮納付確認書発行事務 ほか	国民健康保険加入者の状況把握(転入転出、出生死亡、社保加入離脱、その他)を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受領証、限度額・減額認定証)を発行している。 資格管理においては、上記の基礎項目のほか、修学中の被保険者の特例や入所又は入院中の被保険者の特例などの届出勧奨及び入力等を行っている。 なお、加入者の状況については、世帯主からの各種届出によるほか、年金記録による職権処理も行っている。 益城町では、国民健康保険法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格取得や喪失、世帯構成変更などによる資格管理 ②資格異動に伴う被保険者証の交付(被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) ③国民健康保険の医療費給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給) ④国保税に関する所得・資産の確認や賦課業務 ⑤県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務) ⑥県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引継ぎ業務) ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向け	事後	運用システムの追加
令和2年4月1日	I - 1 ③システムの名称	国民健康保険	1 国民健康保険システム 2 国民健康保険税システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	運用システムの追加
令和2年4月1日	I - 2 特定個人情報ファイル	1. 資格異動ファイル 2. 緩和措置異動情報ファイル	1 国民健康保険資格ファイル 2 国民健康保険給付ファイル 3 国保資格取得喪失年月日ファイル 4 市町村被保険者ID連携ファイル 5 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル(市町村連携用)	事後	運用システムの追加
令和2年4月1日	I - 3 個人番号の利用	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 第30項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ・第9条(世帯主の届出等) ・第7条(資格取得の時期) ・第8条(資格喪失の時期) ・第6条(被保険者の適用除外) ・第116条(修学中の被保険者の特例) ・第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例)	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) ・第9条第1項 別表第一 第30項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ・第9条(世帯主の届出等) ・第7条(資格取得の時期) ・第8条(資格喪失の時期) ・第6条(被保険者の適用除外) ・第116条(修学中の被保険者の特例) ・第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 ・番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	運用システムの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第42、44号	【情報提供の根拠】 1 番号利用法 第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項) 2 番号利用法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】 1 番号利用法 第19条第7号及び別表第二(27、42、43、44、45、46の項) 2 別表第二省令 第20条、第25条、第26条<オンライン資格確認の準備業務> - 番号利用法 附則第6条第4項(情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) - 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	運用システムの追加
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	資格関係 : 住民生活課 保険年金係 保険料関係: 税務課 住民税係	資格関係 : 健康保険課 保険年金係 保険料関係: 税務課 住民税係	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	資格関係 : 住民生活課長 保険料関係: 税務課長	資格関係 : 健康保険課長 保険料関係: 税務課長	事前	部署編成に伴い
令和3年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	資格関係 : 住民生活課 保険年金係 保険料関係: 税務課 住民税係	資格関係 : 健康保険課 保険年金係 保険料関係: 税務課 住民税係	事前	部署編成に伴い
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) - 第9条第1項 別表第一 第30項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) - 第9条(世帯主の届出等) - 第7条(資格取得の時期) - 第8条(資格喪失の時期) - 第6条(被保険者の適用除外) - 第116条(修学中の被保険者の特例) - 第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) <オンライン資格確認の準備業務> - 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 第30項 - 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 - 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) - 第9条第1項 別表第一 30の項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) - 第9条(世帯主の届出等) - 第7条(資格取得の時期) - 第8条(資格喪失の時期) - 第6条(被保険者の適用除外) - 第116条(修学中の被保険者の特例) - 第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) <オンライン資格確認の準備業務> - 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 - 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 - 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1 番号利用法 第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項) 2 番号利用法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の2、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】 1 番号利用法 第19条第7号及び別表第二(27、42、43、44、45、46の項) 2 別表第二省令 第20条、第25条、第26条<オンライン資格確認の準備業務> - 番号利用法 附則第6条第4項(情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) - 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 1. 番号利用法 第19条第8号及び別表第二1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 2. 番号利用法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】 1. 番号利用法 第19条第8号及び別表第二27、42、43、44、45の項 2. 別表第二省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> 1. 番号利用法 附則第6条第4項(情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令上の根拠、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 国民健康保険税システム 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	1 市町村事務処理標準システム(資格) 2 市町村事務処理標準システム(賦課) 3 中間サーバー 4 国保総合システム 5 国保情報集約システム 6 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	システム名の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I - 1 ②事務の概要	国民健康保険加入者の状況把握(転入転出、出生死亡、社保加入離脱、その他)を行っている。 把握している状況より、証関係(保険証・短期証・資格証、特定疾病療養受領証、限度額・減額認定証)を発行している。 (中略) ②資格異動に伴う被保険者証の交付(被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) (中略) ⑦オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格堪忍の準備業務」という) (中略) ⑮納付確認書発行事務 ほか	国民健康保険加入者の状況把握(転入転出、出生死亡、社保加入離脱、その他)を行っている。 把握している状況より、資格確認書等を発行している。 (中略) ②資格異動に伴う資格確認書、限度額適用認定証、特定疾病療養受給証等の交付 (中略) ⑦オンライン資格確認等システムの資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認業務」という) (中略) ⑮納付確認書発行事務 ほか ＜公金受取口座情報の利用＞ 医療費給付において公金受取口座の利用を希望される場合は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下「公金受取口座登録法」という。)の規定に基づき、公金受取口座情報等を利用する。	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法) ・第9条第1項 別表第一 30の項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ・第9条(世帯主の届出等) ・第7条(資格取得の時期) ・第8条(資格喪失の時期) ・第6条(被保険者の適用除外) ・第116条(修学中の被保険者の特例) ・第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 30の項 ・番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	＜国民健康保険資格及び給付事務＞ 1. 番号法第9条第1項 別表 44の項 2. 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) 第9条(世帯主の届出等) 第7条(資格取得の時期) 第8条(資格喪失の時期) 第6条(被保険者の適用除外) 第116条(修学中の被保険者の特例) 第116条の2(入所又は入院中の被保険者の特例) ＜オンライン資格確認業務＞ 1. 番号法第9条第1項 別表 44の項 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 第113条の4 ＜公金受取口座情報の利用＞ 1. 公金受取口座登録法 第1条、第2条第2項	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号利用法 第19条第8号及び別表第二 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 2. 番号利用法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】 1. 番号利用法 第19条第8号及び別表第二 27、42、43、44、45の項 2. 別表第二省令 第20条、第25条、第25条の2、第26条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 番号利用法 附則第6条第4項(情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等) 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166及び173の項 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69、70、71の項 2. 公金受取口座登録法 第9条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 番号法 附則第6条第4項 2. 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 第113条の4	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	